



平成 20 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 日 本 工 営 株 式 会 社  
代表者の役職名 取締役社長 高橋 修  
(コード番号 1954 東証第 1 部)  
問 合 せ 先 法務・広報部 清水 敏彰  
T E L 03-3238-8027

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を平成 20 年 6 月 27 日開催予定の当社第 63 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社の公告方法について、周知性の向上および公告手続の合理化を図るため電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるため、現行定款第4条に所要の変更を行うものであります。
- (2) 株主総会の招集の請求、株主提案権の行使など株主の皆様の権利行使に関する手続を株式取扱規程に定めることを明らかにするため、現行定款第10条に所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(公告の方法) 第 4 条 本会社の公告は、 <u>東京都において発行する</u> 日本経済新聞に掲載する。	(公告の方法) 第 4 条 本会社の公告は、 <u>電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、</u> 日本経済新聞に掲載する。
(株式取扱規程) 第 10 条 本会社の株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第 10 条 本会社の株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱いおよび手数料 <u>ならびに株主の権利行使の手続</u> については、取締役会において定める株式取扱規程による。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 20 年 6 月 27 日  
 定款変更の効力発生日 平成 20 年 6 月 27 日

以上